

安全データシート

1.製品及び会社情報

製品名	ゼノア純正2サイクルエンジンオイル
	主用途として2サイクルガソリンエンジン油
会社名	ハスクバーナ・ゼノア株式会社
住所	埼玉県川越市南台1-9
担当部門	品質保証部
電話番号	049-243-6392
緊急連絡電話番号	同上
	受付時間 月曜日～金曜日 8:15～17:00
FAX番号	049-243-6142
整理番号	Z品資21-0047

2.危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分4

健康に対する有害性

皮膚腐食性/刺激性 区分2

発がん性 区分2

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

* 記載の無い危険有害性は「区分に該当しない(区分外)」、「分類できない」または「分類対象外」である。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語

警告

危険有害性情報

H227 可燃性液体

H315 皮膚刺激

H335+H336 呼吸器への刺激のおそれ、又は、眠気やめまいのおそれ

H351 発がんのおそれの疑い

注意書き

【安全対策】

P201 使用前に取扱説明書を入手すること。

P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。

P264 取り扱い後は手を良く洗うこと。

P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。

P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。

P312 気分が悪いときは医師に連絡すること。

P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察/手当を受けること。

P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

P370+P378 火災の場合：消火するために適切な消火剤（「5. 火災時の措置」参照）を使用すること。

【保管】

P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物/容器を関係法令に基づき、自社で適正に処理するか、又は廃棄物処理業はに委託して廃棄すること。

GHS分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行うこと。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	石油系炭化水素及び添加剤
成分及び含有量	潤滑油基油 70～80% 潤滑油添加剤 20～30% (潤滑油基油はIP346法によるDMSO抽出物量3%未満の高度精製基油である)
化学特性(化学式)	特定できない。
官報公示整理番号	企業秘密なので記載できない。
CAS No.	企業秘密なので記載できない。
危険有害成分	
化学物質管理促進法 (PRTR法)非該当	
労働安全衛生法 (第57条 表示対象物、第57条の2 通知対象物)	
	政令番号168号 鉱油 45～55% 政令番号380号 灯油 20～30%
毒劇物取締法	非該当

4.応急措置

吸入した場合	・新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などでおおい、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	・水と石鹼で付着した部分を洗う。
目に入った場合	・清浄な水で最低15分間目を洗浄したのち、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	・無理に吐かせないで、速やかに医師の手当を受ける。 ・口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	1 飲み込むと、下痢、嘔吐する可能性がある。 2 目に入ると炎症を起こす可能性がある。 3 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 4 ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。
応急措置をする者の保護	・現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別注意事項	・現在のところ有用な情報なし。

5.火災時の措置

適切な消火剤	1 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。 2 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 3 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断する事が有効である。
使ってはならない消火剤	・棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特有の危険有害性	・現在のところ有用な情報なし。
特有の消火方法	1 火元への燃焼源を断つ。 2 周囲の設備等に散水して冷却する。 3 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	・消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項,保護具および緊急時措置	・作業の際には、必ず保護具を着用する。
環境に対する注意事項	1 河川・下水道等に排出されないよう注意する。 2 海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	1 周辺の着火源を速やかに取り除く。 2 少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。 3 大量の場合は、漏油した場所の周辺にはロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。 4 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マットなどで吸い取る。薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
二次災害の防止策	1 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。 2 周辺の着火源を取り除く。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- 1 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- 2 炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
- 3 静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
- 4 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。
- 5 容器から取り出す時はポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
- 6 ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
- 7 容器は必ず密閉する。
- 8 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。

安全取扱注意事項

接触回避

衛生対策

保管

安全な保管条件

- ・ 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
 - ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
 - ・ 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
- 1 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
 - 2 ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。
 - 3 危険物の表示をして保管する。
 - 4 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
 - 5 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

混触禁止物質

安全な容器包装材料

- ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- 1 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
 - 2 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

管理濃度

許容濃度

- 1 ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
 - 2 取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設置する。
- ・ 設定されていない
(作業環境評価基準「平成27年厚生労働省告示第404号」)
 - ・ 鉱油
日本産業衛生学会 (2020年度版) ⁽¹⁾ $3\text{mg}/\text{m}^3$ (鉱油ミストとして)
ACGIH (2010年度版) 時間荷重平均 (TWA) 値 ⁽²⁾ $5\text{mg}/\text{m}^3$ (鉱油ミストとして)
 - ・ 灯油
日本産業衛生学会 (2020年度版) ⁽¹⁾ $3\text{mg}/\text{m}^3$ (鉱油ミストとして)
ACGIH (2016年度版) 時間荷重平均 (TWA) 値 ⁽²⁾ $200\text{mg}/\text{m}^3$
(Kerosine/Jet fuels, as total hydrocarbon vapor)

保護具

呼吸器用の保護具

手の保護具

目の保護具

皮膚及び身体の保護具

特別な注意事項

- ・ 暴露限界を超える可能性がある場合は、適切な呼吸保護具を使用する。
- ・ 化学薬品に耐性のある手袋を着用する。
- ・ 側方遮蔽のある保護眼鏡。使用条件によっては顔面遮蔽保護具を使用する。
- ・ 長期間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。
- ・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

色

臭い

融点/凝固点

沸点又は初留点及び沸点範囲

可燃性 (固体, 気体)

爆発下限界及び爆発上限界

/可燃限界

引火点

自然発火点

分解温度

pH

液体
青色透明
僅かな臭気
データなし
初留点：145°C以上 (推定)
データなし
爆発限界 下限：1容量% (推定値) / 上限：7容量% (推定値)
70°C以上 (COC)
データなし
データなし
データなし

動粘性率(動粘度)	20.5 mm ² /secを超える (40℃)
溶解性	水に対する溶解性：不溶
n-オクタノール/水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度	約0.87g/cm ³ (15℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし
その他のデータ	揮発性：なし 流動点：-25.0℃以下

10. 安定性及び反応性

反応性	・ 通常の条件では安定。
化学的安定性	・ 通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	・ 強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	・ 高温、静電放電、裸火との接触。
混触危険物質	・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物	・ 燃焼の際には煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が発生する可能性がある。
その他	・ 現在のところ有用な情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性	1 経口 : ラット LD ₅₀ 5000mg/kg以上(推定値) 2 経皮 : 現在のところ有用な情報なし。 3 吸入 (蒸気) : 現在のところ有用な情報なし。 4 吸入 (ミスト) : 現在のところ有用な情報なし。
皮膚腐食性/刺激性	・ GHS分類判定の結果：区分2 1 潤滑油基油：成分の一部が区分2に分類される。 2 潤滑油添加剤：現在のところ有用な情報なし。
眼に対する重篤な損傷/刺激性	・ GHS分類判定の結果：区分に該当しない。 1 潤滑油基油：区分に該当しない。 2 潤滑油添加剤：現在のところ有用な情報なし。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	
呼吸器感作性	・ 現在のところ有用な情報なし。
皮膚感作性	・ 現在のところ有用な情報なし。
生殖細胞変異原性	・ GHS分類判定の結果：区分に該当しない。 1 潤滑油基油：区分に該当しない。 2 潤滑油添加剤：現在のところ有用な情報なし。
発がん性	・ GHS分類判定の結果：区分2 1 潤滑油基油：成分の一部が区分2に分類される。 2 潤滑油添加剤：現在のところ有用な情報なし。
生殖毒性	・ 現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	・ GHS分類判定の結果：区分3(気道刺激性、麻酔作用) ・ 潤滑油基油：成分の一部が区分3(気道刺激性、麻酔作用)に分類される。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	・ 現在のところ有用な情報なし。
誤えん有害性	・ 40℃の動粘性率が20.5mm ² /s以下の炭化水素に該当しないため分類できない。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期 (急性)	・ 現在のところ有用な情報なし。
水生環境有害性 長期 (慢性)	・ GHS分類判定の結果：区分に該当しない。 ・ 潤滑油添加剤：成分の一部が区分2に分類される。
残留性・分解性	・ 現在のところ有用な情報なし。
生体蓄積性	・ 現在のところ有用な情報なし。
土壤中の移動性	・ 一般的には水に対して浮く性質がある。 類似基油のlog KOCは3以上と推測され、地表で漏出した油は土壤に吸着されることにより地下水へ流出することは考えにくい。
オゾン層への有害性	・ 現在のところ有用な情報なし。
その他	・ 現在のところ有用な情報なし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	1 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処
-------	---

理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

- 2 投棄禁止。
 - 3 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
 - 4 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。
- 汚染容器及び包装
- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

- | | |
|-----------|-----------------|
| 国連分類 | ・ 国連の分類基準に該当せず。 |
| 国連番号 | ・ 該当なし。 |
| 品名(国連輸送名) | ・ 該当なし。 |
| 容器等級 | ・ 該当なし。 |

国内規制

- ・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上輸送

消防法 容器

危険物 第四類 第三石油類 危険等級Ⅲ

危険物の規制に関する規則別表第3の2項 に定めたものを使用すること。

(注) 容器は、危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5 に定める容器試験基準に適合していることを確認すること。

容器表示

- 一 危険物の品名第三石油類 危険等級Ⅲ 潤滑油
- 二 数量
- 三 火気厳禁

海上輸送

航空輸送

- ・ 船舶安全法：非危険物（個別運送及びバラ積み運送に於いて）
- ・ 航空法：非危険物

輸送又は輸送備段に関する 特別の安全対策

- 1 引火性液体なので「火気厳禁」
- 2 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。
- 3 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
- 4 第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスとを混載しない。

15. 適用法令

国内法令：

- | | |
|------------------|--|
| 消防法 | 危険物 第四類 第三石油類 危険等級Ⅲ（非水溶性） |
| 労働安全衛生法 | 表示対象物
通知対象物 |
| 毒劇物取締法 | 非該当 |
| 海洋汚染防止法 | 油分排出規制（原則禁止） |
| 化学物質管理促進法（PRTR法） | 非該当 |
| 下水道法 | 鉍油類排出規制（5mg/L） |
| 水質汚濁防止法 | 油分排出規制（5mg/L許容濃度）
ノルマルヘキサン抽出分として検出される |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 産業廃棄物規則（拡散、流出の禁止） |

16. その他の情報

【引用文献】

1. 許容濃度の勧告（2020） 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
2. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH
3. ECHA (European Chemicals Agency), website "ECHA CHEM", Information on Registered Substances (2011). SDS of EU suppliers (2011)
4. IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
5. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation (2006)
6. EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」
7. 原材料SDS

【参考資料】

- ・ 安全衛生情報センター「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite)「GHS関連情報」

- ・日本規格協会(JIS) JIS Z 7252：2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- ・日本規格協会(JIS) JIS Z 7253：2019
「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」
- ・一般社団法人 日本化学工業協会 「GHS対応ガイドライン ラベル及び表示・安全データシート作成指針 2012年6月」

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱事業者提供されるものです。取扱事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。また、記載されている情報は改定日時点での情報を基に作成したものであり、その内容について保証するものではありません。各種法令改正や製品情報の改訂により今後も内容が変更されますので、販売・流通事業者は、取扱事業者に対し、常に最新の安全データシートを提供するようお願いします。